

## 『指定一般相談支援事業』重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。指定一般相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスの内容	3
7. サービスの利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	4
9. サービス実施の記録について	4
10. 損害賠償保険への加入	5
10. 虐待の防止について	5
11. 苦情の受付について	6

2024. 4. 1

社会福祉法人 十字の園  
(障害者相談支援センター 御殿場十字の園)

## 1. 事業者

名 称	社会福祉法人 十字の園
所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7220番地の11
電話番号	(053) 414-1400
代表者氏名	理事長 鈴木 淳司
設立年月	昭和35年12月28日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定一般相談支援事業・平成24年10月1日指定
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切活円滑な指定一般相談支援事業の提供を確保することを目的とする
事業所の名称	障害者相談支援センター御殿場十字の園
事業所の所在地	静岡県御殿場市深沢1465番地の1
電話番号	(0550) 83-1999
管理者氏名	林真樹
事業所の運営方針について	利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立に支援を実施する
事業所が行なっている他の業務	居宅介護・短期入所・地域活動支援センターの受託経営 指定特定相談支援

## 3. 事業実施地域

御殿場市・小山町

## 4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし12月31日から1月3日は除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
その他	上記の営業日、営業時間ほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

## 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者・相談支援専門員	相談支援専門員	1名		兼務	1名	○従事者及び業務の管理 ○相談支援・地域移行支援の計画の作成・地域定着の実施 ○障害福祉サービス事業者等との連携調整
相談支援専門員	相談支援専門員	1名		兼務	1名	○相談支援・地域移行支援の計画の作成・地域定着の実施 ○障害福祉サービス事業者等との連携調整

## 6. 当事業所が提供するサービスの内容

### (1) 基本相談支援

- |                          |
|--------------------------|
| ① 障害者等からの相談に応じ、情報の提供     |
| ② 市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整 |

### (2) 指定地域移行支援

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 地域移行支援計画の作成                     |
| ② 入所施設や精神病院への訪問による利用者に対する相談及び援助   |
| ③ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援 |
| ④ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援            |

### (3) 指定地域定着支援

- |                        |
|------------------------|
| ① 地域定着支援台帳の作成          |
| ② 利用者に対する常時の連絡体制の確保    |
| ③ 緊急時における一時的な滞在などによる支援 |

## 7. サービスの利用料金

### (1) 利用料金（第7条参照）

#### ① サービス利用料金

指定一般相談に関する利用者負担額は発生しません。事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

項 目	サービス料金
<b>【地域移行支援サービス】</b>	
地域移行支援サービス費	2.349 単位/月
初回加算	500 単位/月
集中支援加算	500 単位/月
退院・退所月加算	2.700 単位/月
障害福祉サービスの体験利用加算	300 単位/日
体験宿泊加算（Ⅰ）	300 単位/日
体験宿泊加算（Ⅱ）	700 単位/日
<b>【地域定着支援サービス】</b>	
地域定着支援サービス費（体制確保費）	306 単位/月
地域定着支援サービス費（緊急時支援費Ⅰ）	712 単位/日
地域定着支援サービス費（緊急時支援費Ⅱ）	95 単位/日

※ 7級地の1単位は10.21円

## ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## ③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、月末締めで、前月1か月分の請求書を15日頃までに発行いたします。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

1. 金融機関口座からの自動引き落とし（27日に口座自動引き落としになりますので、預金残高をお確かめ下さい）
2. 窓口での現金支払い
3. 下記指定口座への振込み  
静岡銀行 御殿場支店 普通預金 口座番号：0068325  
口座名義：御殿場十字の園 園長 高橋雅昭

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	8:30~17:30
----------	------------

## 10. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン

保険名 通所型施設利用者の傷害事故補償

### 11. 虐待防止法について

事業者は、利用者等の擁護・虐待防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：林 真樹
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

### 12. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

- (1) 苦情の受付

あなたは、当事業者の居宅介護等の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。当事業所の居宅介護等についての苦情を受け付ける窓口担当者は、以下の通りです。

苦情相談窓口 担当： 林 真樹

苦情解決責任者 施設長： 高橋 雅昭

電話番号 0550-82-3051

当事業所の中には、苦情受付ボックスが施設の玄関等に設置してあります。備え付けの用紙に苦情等を記入して投函して下さい。また、十字の園法人本部でも苦情を受け付けています。

(2) 苦情対応について

受け付けた苦情は、その内容等を記録し、施設の苦情解決検討委員会や中立な立場の第三者委員を交えた第三者委員会にて審議されます。第三者委員会は定期的開催し、苦情解決責任者（事業所長）より、第三者委員に報告いたします。利用者やご家族は、苦情解決のため第三者委員を交えた話合いも可能です。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

御殿場市社会福祉課	所在地 〒412-8601 御殿場市萩原483 電話番号 0550-83-1463 F A X 0550-82-4325
静岡県社会福祉協議会	所在地 〒410-8558 静岡市駿府町1-70 電話番号 054-254-5248 F A X 054-251-7508

令和 年 月 日指定一般相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 静岡県御殿場市深沢1465-1

名称 社会福祉法人十字の園 障害者相談支援センター御殿場十字の園

説明者 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定一般相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_